景観法に基づく
建築行為等の届出ガイドブック

茅ヶ崎海岸・漁港周辺特別景観まちづくり地区

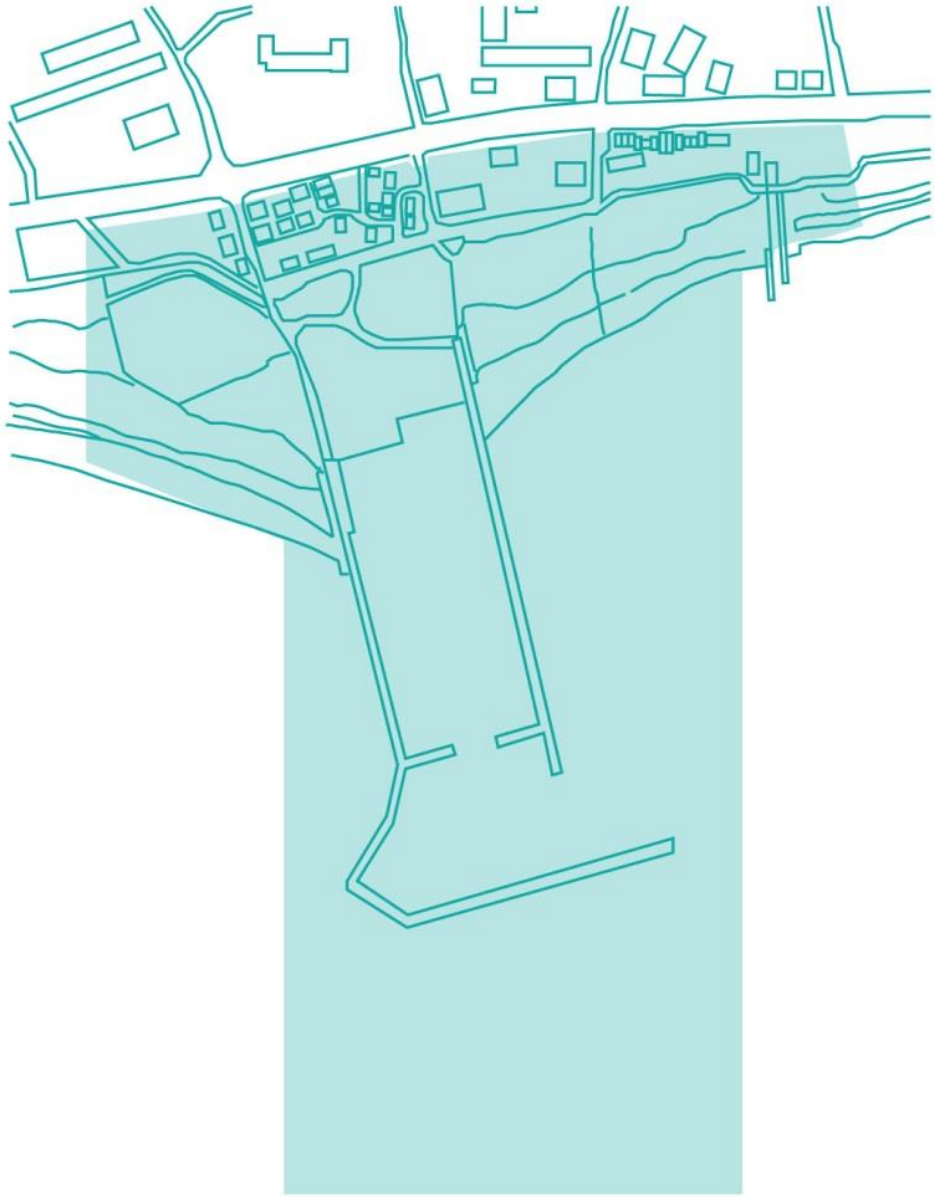

1　茅ヶ崎海岸・漁港周辺特別景観まちづくり地区の概要

茅ヶ崎海岸・漁港周辺地区は、海岸法に基づく「海岸保全区域」及び漁港漁場整備法に基づく「漁港区域」に指定され、漁業・観光の振興が図られています。

また、ちがさき都市マスタープラン等の計画において、「漁業振興の拠点」「観光・レクリエーションの拠点」などの多様な役割を担うほか、「茅ヶ崎海岸の自然環境・景観の維持保全」を推進する地区として位置付けられています。平成１９年３月に策定された「茅ヶ崎海岸グランドプラン」では、茅ヶ崎海岸のめざすべき将来像として、「潜在的な海岸の自然環境を取り戻す」「環境に負荷をかけない海岸づくりを進める」「海岸にふさわしい景観の形成を図る」の３つの目標が示されています。

茅ヶ崎海岸・漁港周辺地区は景観まちづくりを重点的に進める必要のある地区として、平成 23 年４月１日に「茅ヶ崎海岸・漁港周辺特別景観まちづくり地区」と指定しました。

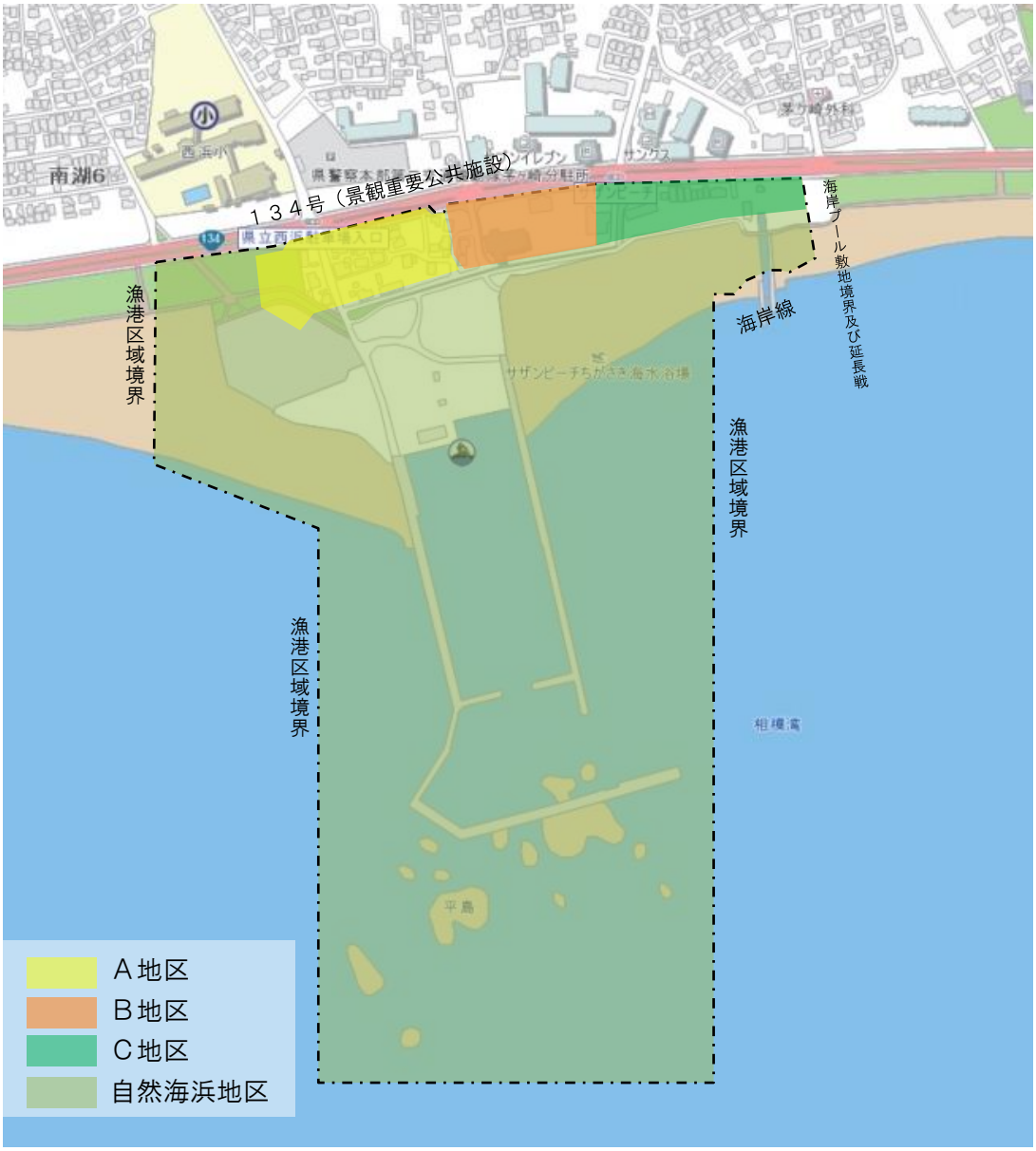

※本地区におけるＡ、Ｂ地区の区域は、茅ヶ崎漁港地区地区計画におけるＡ、Ｂ地区の区域と同一です。

1）茅ヶ崎海岸・漁港周辺地区の景観特性

・「関東の富士見百景」に位置付けられた「茅ヶ崎海岸・ヘッドランドとその周辺」から富士山を望むと当該地区の背後に富士山が位置しており、継承すべき景観を構成する要素の一つとなっています。
・海浜、漁港、海水浴場、飛砂防備保安林、国道 134 号などの景観要素が本地区を特徴付けており、市内で唯一国道 134 号沿道から連続して海が望める区域となっています。
・砂浜が連続し、開放感ある景観が形成され、夏期は海水浴場として賑わっています。
・お祭り広場西側隣接地は、飛砂防備保安林があり、白砂青松の景観を創出しています。
・Ａ地区は、漁業関連の風情が残された地区となっています。
・Ｂ地区は、飲食・宿泊などの賑わいをもった施設が立地しています。
・Ｃ地区は、一部未利用地があり国道 134 号沿道から海への眺望が確保されています。

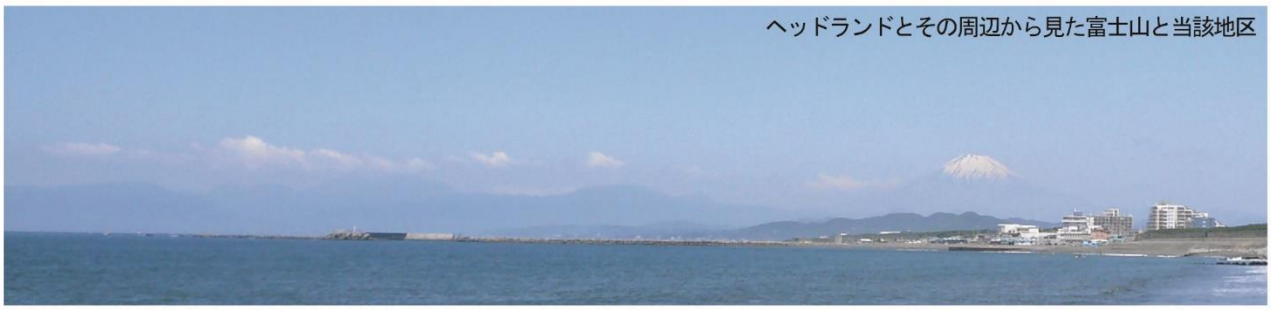
ヘッドランドとその周辺から見た富士山と当該地区

Ａ地区の現況

Ｂ地区の現況

Ｃ地区の現況

２）景観まちづくりの方針

茅ヶ崎海岸の景観を構成する砂浜や松林、海岸の自然植生が創りだした自然景観を維持･再生し、湘南を代表する良質な海岸景観の形成を図ります。また、漁港、海水浴場を活かした景観の形成や、国道１３４号沿道の松林の連続性に配慮した良好な沿道景観を形成するとともに、相模湾や富士山・箱根・丹沢山地と一体となった良質な眺望景観の形成を図ります。

併せて、浜降祭、漁業、湘南サウンドなどの茅ヶ崎を代表する貴重な地域文化の伝承の場となる海浜づくりを進めます。

景観まちづくりを推進するために、地区内の公共施設については、本地区の良好な景観形成の先導的役割を担うものとして、整備を進めます。

Ａ地区の方針	・漁業関連によって発生した集落の歴史的背景を考慮し、既存コミュニティを維持しつつ、漁村としてのたたずまいにふさわしい景観の形成を図ります。 ・ゆとりある住棟間隔の確保を図ります。
Ｂ地区の方針	・海への眺望景観や周辺の自然環境に配慮した景観の形成を図ります。 ・統一したデザインコンセプトによる、交流空間にふさわしい景観を創出します。 ・地区外の眺望点からの眺望を意識した景観を創出します。
Ｃ地区の方針	・景観の連続性を確保するためＢ地区と一体となった景観の形成を図ります。 ・マリンスポーツやレクリエーションの拠点にふさわしい景観を創出します。 ・ゆとりある住棟間隔の確保を図ります。
自然海浜地区の方針	・自然環境の再生と修景により、本来の海岸が持つ安らぎと潤いのある景観を創出します。 ・自然景観、自然環境に配慮した漁港関連施設の修景や周辺整備により良質な海岸の景観を創出します。 ・漁港を中心とした東西海岸の連続性を確保し豊かな海岸景観を創出します。
眺望景観の方針	相模湾岸の景観は、市民だけのものではなく、広く県民・国民の財産となっているため、神奈川県及び近隣市町村と協調した海辺の景観づくりを行います。

2　届出について

1）景観形成基準と届出対象行為

美しく賑わいのある景観をつくるために、景観まちづくりに積極的に貢献することが望まれます。このため地区内には建築物や工作物等に対する基準として景観形成基準が定められています。建築物や工作物等の建築等を行う場合で下記に該当する場合、景観形成基準に適合した計画とし、事前に届け出ていく必要があります。景観形成基準については７ページ以降を参照してください。

2）届出対象（法第１６条、条例第９条）

届出対象行為は、下記に該当するものが対象となります。区域内の建物については、規模に限らず、届出対象行為となりますのでご留意ください。

1　区域内の全ての建物の新築、新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

2　次の規模に該当する工作物及び開発行為

次のいずれかに該当する工作物 ・高さが 10m を超えるもの（ただし、擁壁の場合は高さ２ｍを超えるもの）	新築、新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
開発区域の面積が 500 ㎡以上の開発行為	

３）届出の流れ　企画構想段階の事前相談から始めてください。（法第１６条、条例第８条）

本市では、届出の前後に事前相談や景観模擬実験、完了届の提出を求めています。事前相談は、設計の初期段階から景観形成基準に配慮した計画としていただくため、早い段階での実施にご協力をお願いいたします。

届出を行う事業者等	1　事前相談	2　届出	3　助言・指導 通知書交付	4　行為着手	5　完了の届出
･建主 ･代表者 （設計者･事業者）	企画構想段階から市の窓口に建築行為等の内容について事前相談を行ってください。 届出が必要でない行為についても事前相談を受け付けています。	行為に着手する日の30日前までに届出してください。 届出にあたっては景観模擬実験の検証結果を添付してください。	景観形成基準の適合について通知書を交付します。 景観形成基準に適合しないと認めるときは必要な措置を講じるよう助言･指導･勧告･命令することがあります。	届出の内容を変更しようとする時は、変更届出が必要になる場合があります。	行為が完了したら速やかに届け出をしてください（写真添付）。

注)1　届出の中で建築行為と開発行為が重複する場合は、１回の届出にまとめることができます。

注)2　特定届出対象行為について、本計画に定めた色彩基準等に適合しない場合は、景観法第 17 条に基づき、変更命令措置の対象となる場合があります。

４）屋外広告物の掲出について

茅ヶ崎市では、平成 23 年に茅ヶ崎市屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の掲出にあたっては同条例に定めた基準への適合が義務付けられており、掲出の許可が必要となります。景観法の届出にあたっては、届出前に同条例による基準に適合したことを確認した上で届出を提出してください。

５）届出に必要な書類　（景観法施行規則第１条、茅ヶ崎市景観条例第７条）

届出にあたっては、届出に先立ち事前相談を行っていただきます。事前相談及び届出には、下表に掲げる図書を作成し、事前相談は１部、届出は正副２部提出してください。

行為	図書の種類	備考及び表示すべき事項
1　建築物の建築等 2　工作物の建設等 3　開発行為	景観計画区域内行為届出書（第１号様式） ※事前相談の場合は景観計画区域内行為事前相談書	（表面） ※届出者及び届出の概要を記入してください。 （裏面） ※該当する行為の概要を記入してください。 ※色彩及びアクセント色の欄はマンセル値を記入してください。
	委任状	※代理の方が届出る場合は届出に添付してください。事前相談では不要です。
	景観形成基準 配慮計画記入シート	※「建築物・工作物用」と「開発行為用」のシートの２種類があります。該当する行為のシートを添付してください。 ※2 ページ以降の【要素別配慮方針・配慮基準】のそれぞれの欄に「はい・いいえ・該当しない」のいずれかにチェックをしてください。
	付近見取図	□方位　□敷地又は開発区域の位置　□敷地又は開発区域の周辺状況
	配置図又は外構平面図 （行為１及び行為２のみ）	□方位　□縮尺　□敷地境界線 □土地の高低　□各部分の仕上げ　□道路の位置及び幅員　□建築物又は工作物の位置
	平面図（行為１のみ）	□方位　□縮尺　□各階の用途及び間取
	立面図（行為１及び行為２のみ）	□縮尺　□各部分の仕上げ及び色彩（マンセル値）・着色　□露出する建築設備及び広告物
	現況カラー写真（２方向以上）	□敷地又は開発区域の状況　□周辺の状況 ※撮影位置及び方向を図示してください。（写真案内図等）
	緑化平面図	□縮尺、方位　□植栽の位置、種類及び本数
	緑化立面図	□縮尺　□植栽の位置、種類及び本数 □建築物又は工作物の緑化予定面
	景観模擬実験結果記入シート	※模擬実験の概要（手法、実験位置、実施結果）について記載してください。
	景観模擬実験図面	□行為完了後の景観が予想できる図面類
	設計図又は施工方法を明らかにする図面 （行為３のみ）	□方位　□縮尺　□開発区域境界線 □土地の高低　□各部分の仕上げ □道路の位置及び幅員

６）景観模擬実験（景観シミュレーション）

良好な景観を守るために、景観模擬実験（景観シミュレーション）による事前検証を行うことを義務付けています。届出者は、ア～ウに定める地点から景観に与える影響を合成写真、模型、バルーン、イメージパース等を使って検証した結果を届出に添付する必要があります。

ア　茅ヶ崎市景観計画で定める眺望点

本市では、市内の中でも特に眺望が優れ、市民等にも愛着のある地点を眺望点として定めています。その眺望を保全するために一定の範囲（眺望方向）に入る届出対象行為については、景観模擬実験を行います。なお、眺望点は下図のとおりです。

イ　景観重要公共施設、愛称道路又は景観ポイントなど本市の景観まちづくり上重要な場所若しくは、市が指定する地点

ア以外に、景観重要公共施設、愛称道路、景観ポイントなど本市の景観まちづくり上重要な場所で、市が指定する地点での景観模擬実験を行います。

ウ　景観重要建造物指定時に定める眺望点

景観重要建造物を指定する際に、建造物とその周辺の景観を眺める地点を眺望点として設定します。設定した眺望点から一定の範囲に入る建築等の行為については、景観模擬実験を行います。

3　景観形成基準

景観法の適用	要素	基本的考え方	基準
法第８条 第３項[1)]	建物 用途	自然的価値の高い環境を保全して、「市民の海岸」としての価値を一層高めるため、秩序のある土地利用を図る	１項　Ａ地区及びＢ地区の建物用途 ２項　地区の環境と調和した建物用途
法第８条 第２項第３号[2)]	建物等の高さ	眺望点からの眺望に配慮した建築物や工作物の高さとする	１項　遠景（富士箱根伊豆等）に対する眺望景観づくり ２項　中景（松林）に対する建築ボリュームの配慮 ３項　近景への配慮（圧迫感の軽減）
	建物等の位置	壁面後退等を行い、国道１３４号沿道から海への眺望を確保する。	１項　Ｂ地区の壁面後退 ２項　壁面後退による眺望の確保 ３項　壁面後退部分の構造 ４項　壁面後退部分の舗装等
	建物デザイン	圧迫感のない形態の工夫、自然素材等の使用により、海岸にふさわしい質の高いまち並みを誘導する。	１項　建築物等の素材 ２項　屋根形状 ３項　屋外階段の意匠及び形状 ４項　バルコニー等の意匠及び形状 ５項　長大壁面の意匠及び形状 ６項　壁面等の緑化
	色彩	鮮やかな色・極端に明るい色を避け、自然環境に調和した、穏やかで海辺を感じさせる美しいまち並みを誘導する	１項　建築物の壁面及び屋根並びに工作物の色彩
	夜間景観	過剰で派手な照明等を避け、自然環境に調和した、穏やかで海辺を感じさせるまち並みを誘導する。	１項　禁止する照明及び行為 ２項　屋外に設置する照明の方法 ３項　広告物の照明方法 ４項　外階段や外廊下等の照明方法
	設備類	建築物等の設備類がまち並みの景観を損なわないように、設備類の目隠しを誘導する。	１項　設備類等の設置位置及び目隠し ２項　バルコニー類の利用
	駐車場	国道１３４号の沿道景観や、海岸からの眺望景観に配慮した設置を誘導する	１項　駐車場の位置 ２項　囲障の設置と構造 ３項　駐車場内の緑化 ４項　機械式立体駐車場
	自転車置き場	利用しやすく、デザイン性の高い駐輪施設を整備する。	１項　自転車置き場の位置 ２項　自転車置き場の大きさと構造 ３項　自転車置き場の表示
	緑化 擁壁	海浜植物や耐潮性のある植物を植栽する。擁壁等は圧迫感を軽減するため、形態・意匠・緑化等の工夫を行う。	１項　生垣緑化 ２項　樹種 ３項　擁壁の意匠、形態及び表層の素材 ４項　擁壁の緑化
	その他	工事中に設置する仮囲い等は、歩行者等に配慮した設えを検討する。	１項　工事中の仮囲い
法第８条 第２項第４号[3)]	サイン	海と調和した軽快で、まちの魅力を創出するサインを設置する。	１項　位置 ２項　素材･色彩 ３項　施設の案内

１）景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
２）良好な景観形成のための行為の制限に関する事項
３）屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

１．建築用途

方針：自然的価値の高い環境を保全して、「市民の海岸」としての価値を一層高めるため、秩序のある土地利用を図る。

景観形成基準

１項　Ａ地区及びＢ地区の建物用途

茅ヶ崎漁港地区地区計画に準じた用途制限とする。（下表参照）

参照　茅ヶ崎漁港地区地区計画　建築物等の用途の制限

Ａ地区

次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

(1) 住宅（８以上の住戸を有する長屋を除く。）
(2) 共同住宅（８以上の住戸を有するもの及び 1 戸の専用床面積が 29 平方メートル未満(浴室、便所及び台所（湯沸場その他調理の設備を有するものをいう。）を除く。)の住戸を有するものを除く。）
(3) ホテル又は旅館（その用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超えるものを除く。）
(4) 店舗、飲食店その他これらに類するもの（その用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超えるものを除く。）
(5) 事務所（その用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超えるものを除く。）
(6) 兼用住宅（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条の 3 第 1 項第 5 号に規定するものに限る。）
(7) 巡査派出所、公衆電話所、公衆便所その他これらに類する公益上必要な建築物
(8) 自動車車庫
(9) 倉庫（倉庫業を営む倉庫及びその用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超えるものを除く。）
(10) 前各号の建築物に附属するもの

Ｂ地区

次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

(1) ホテル又は旅館
(2) 店舗、飲食店その他これらに類するもの
(3) 事務所（その用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超えるものを除く。）
(4) 水泳場
(5) 巡査派出所、公衆電話所、公衆便所その他これらに類する公益上必要な建築物
(6) 前各号の建築物に附属するもの

２項　地区の環境と調和した建物用途

地区内の全ての場所では、茅ヶ崎海岸の自然環境や自然景観にふさわしい土地利用に努める。

２．建築物等の高さ	方針：眺望点からの眺望に配慮した建築物や工作物の高さとする。

景観形成基準

１項　遠景（富士箱根伊豆等）に対する眺望景観づくり

眺望点からの富士箱根伊豆や高麗山の稜線の景観保全に努める。

＜解説＞

湘南海岸の眺望景観の魅力は、海・空・山等の自然景観が組み合わさった美しさにあります。眺望景観の魅力を保つために、富士・箱根・伊豆・高麗山がつくる山並みの稜線を保全します。

関東の富士見百景（国土交通省編）に位置付けられた「茅ヶ崎海岸・ヘッドランドとその周辺」からの眺望

２項　中景（松林）に対する建築ボリュームの配慮

松林と調和した建築物や工作物のボリューム（高さ、幅、奥行き）について配慮に努める。

＜解説＞

湘南海岸の特徴の一つに、海と砂浜と調和した立派な松林が形成する景観があります。松林景観を保全するために、松林と調和した建築物や工作物のボリュームへの配慮に努めます。

３項　近景への配慮（圧迫感の軽減）

広々とした浜辺に対して、圧迫感を与えない建築物の形態・意匠の配慮に努める。

＜解説＞

開放的な相模湾に面する茅ヶ崎海岸は、大海原への広々とした景観をもっています。海岸に隣接し、海岸への入り口にあたる場所では、来訪者に対して圧迫感を与えない形態や意匠を持つことが必要です。

３．建築物等の位置	方針：壁面後退等を行い、国道１３４号沿道から海への眺望を確保する。

景観形成基準

１項　B地区の壁面後退

茅ヶ崎漁港地区地区計画に準じた壁面後退とする。（下表参照）

参照　茅ヶ崎漁港地区地区計画　B地区の壁面の位置の制限

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から境界線までの距離は、国道 134 号に接する道路境界線（隅切部分を除く。）の側にあっては 5m 以上、それ以外の道路（隅切部分を除く。）にあっては 1m 以上、道路以外の土地に接する敷地境界線にあっては 2m 以上とする。

ただし、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。

(1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3m 以下であるもの

(2) 物置その他これらに類する用途（ごみ置場を除く。）に供し、軒の高さが 2.3m 以下で、かつ、床面積の合計が 5 ㎡以内であるもの

(3) ごみ置場で、軒の高さが 3m 以下であるもの

２項　壁面後退による眺望の確保

海への眺めを確保するため、壁面後退に努める。

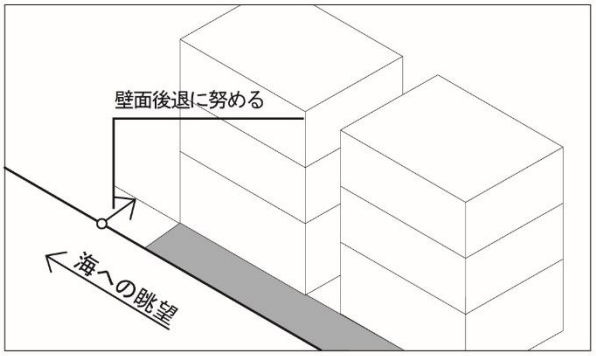

３項　壁面後退部分の構造

角地や突き当りにはシンボルツリー[1)]を設置するなど、象徴的な空間の創出に努める。

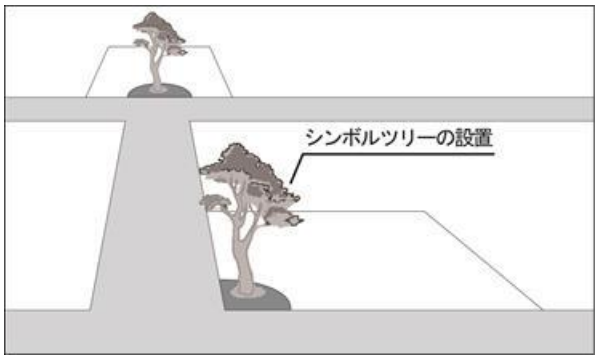

４項　壁面後退部分の舗装等

修景された道路等と接する部分とは、舗装材等の工夫により一体的なデザインに努める。緑化等が可能な場合には、緑化に努める。

1)シンボルツリー：地域やその場所を特徴づける象徴的な樹木のこと

４．建築デザイン	方針：圧迫感のない形態の工夫、自然素材等の使用により、海岸にふさわしい質の高いまち並みを誘導する。

景観形成基準

１項　建築物等の素材

地域の気候、風土を考慮し、時間を経るごとに風合いを醸し出すよう自然素材を利用するなど、建築物や工作物の素材の選定に配慮する。金属やガラス等の反射率の高い素材は、反射の影響に配慮する。ミラーガラスの使用を禁止する。

２項　屋根形状

背景となる山並みや、眺望点からの見え方、周辺の建築物等が形成するスカイライン[1)]の連続性に配慮する。傾斜屋根は、勾配の方向や角度、軒の高さなどを周辺になじむよう配慮する。飛砂防備保安林との調和を保つ。

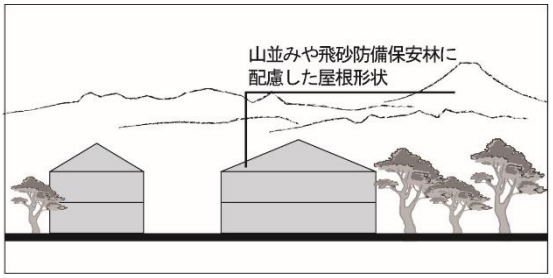

３項　屋外階段の意匠及び形状

屋外階段は、建築物等と一体的なデザインとするか、道路から見えない位置へ設置する。

４項　バルコニー等の意匠及び形状

３階建て以上の建築物は、インナーバルコニー[2)]とするなど、色彩や形態を建築物等と一体的なデザインに努める。

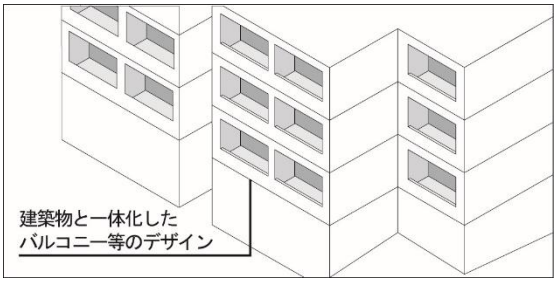

５項　長大壁面の意匠及び形状

外壁は、分節化や凹凸など、圧迫感を軽減するよう配慮する。道路に面した壁面は、低層部、中層部、頂部に分け、壁面のデザインに変化をつけ、意匠においても圧迫感を軽減するよう配慮する。

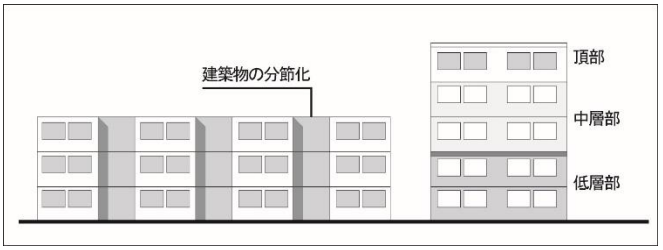

６項　壁面等の緑化

安全を考慮した上で、緑化が可能な構造とし、まち並みにうるおいをもたらすよう配慮する。

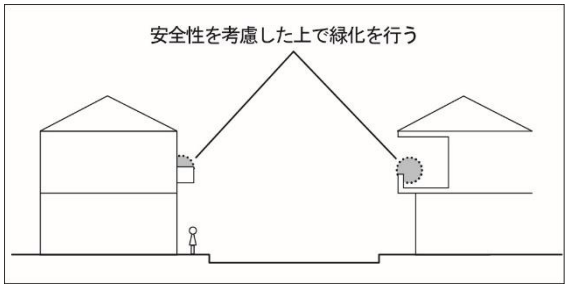

1)スカイライン：山並みの稜線などの地形、建築や建築群が織りなす輪郭と空との境界線のこと
2)インナーバルコニー　：柱、壁及び屋根に囲まれた形状とするなど、建物の外壁から突き出して見えないようにデザイン的に工夫されたバルコニーのこと。

５．色彩

方針：鮮やかな色・極端に明るい色を避け、自然環境に調和した、穏やかで海辺を感じさせる美しいまち並みを誘導する。

景観形成基準

１項　建築物の壁面及び屋根並びに工作物の色彩

壁面：松林・海岸植物・海等の自然環境の色彩を尊重するため低彩度、高明度の暖色系色彩を基調色とする。彩度１.５以下、明度８以上とする。ただし、地盤面のうち、一番低い部分からの高さが９m以下の壁面で１０R～１０Yの範囲においては、彩度４以下、明度５以上とする。

屋根：落ち着いた景観をつくるため低彩度の色彩とする。彩度２以下（明度は全ての範囲で使用可能）とする。ただし、地盤面のうち、一番低い部分からの高さが 10m を超える部分の屋根については、彩度１.５以下、明度８以上とする。

壁面色彩の範囲

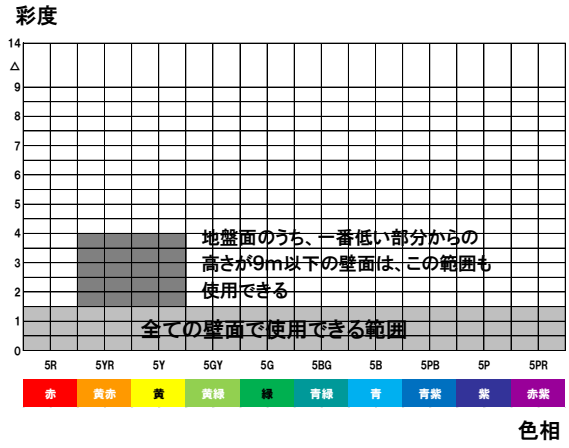

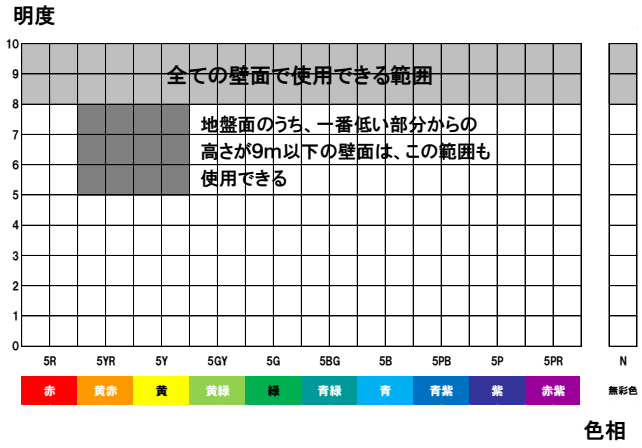

屋根色彩の範囲

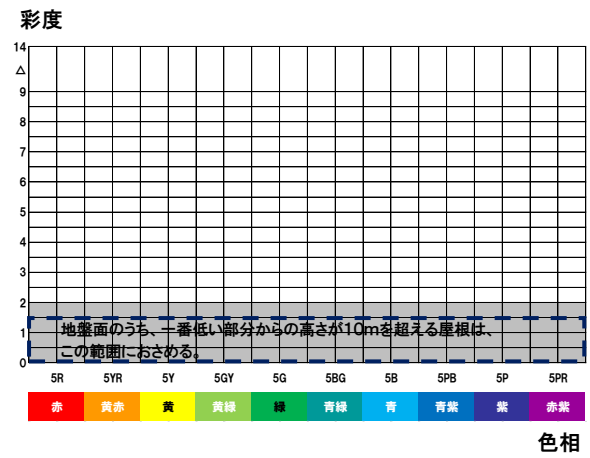

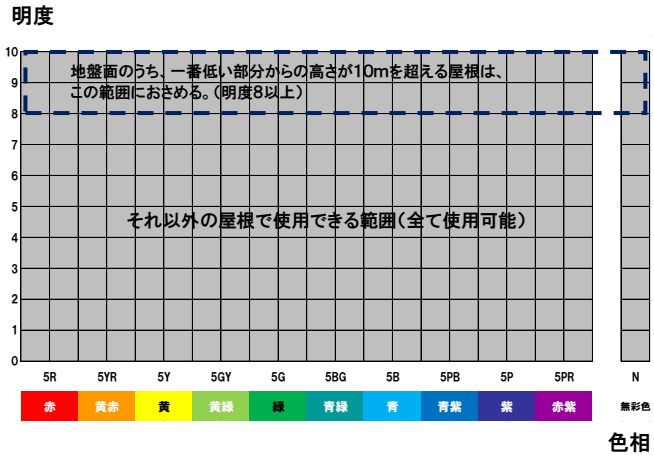

６．夜間景観

方針：過剰で派手な照明等を避け、自然環境に調和した、穏やかで海辺を感じさせるまち並みを誘導する。

景観形成基準

１項　禁止する照明及び行為

次の各号のいずれかに該当する照明設備（２号以外は広告物の照明を含む）の設置を禁止する。

1　極端に明るい照明及びフラッシュライト等瞬間的に強い光を発するもの。

2　建築物・工作物等の壁面を照らすもの。ただし、建築物・工作物等の周囲の地盤面からの高さ１ｍ以内に設置されるもので、壁面長さ１ｍあたり全光束１００ｌｍ（シリカ電球１０ｗ相当）以下、かつ１壁面あたり全光束１５００ｌｍ（シリカ電球１００ｗ相当）以下の照明においてはこの限りではない。

3　光源及び照射面を動かしたり点滅させるもの。

4　レーザー等周辺への影響が大きいもの。

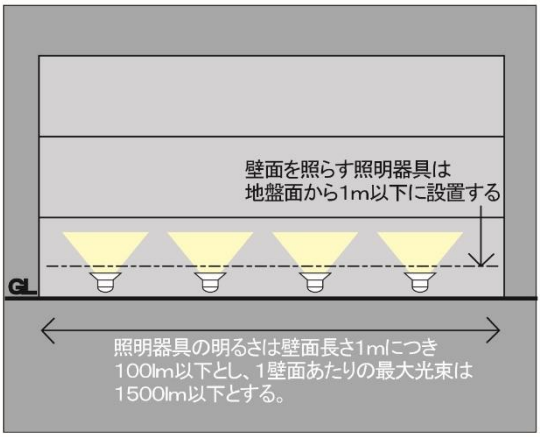

２項　屋外に設置する照明の方法

屋外への影響に配慮して過度に明るくならないように努める。また、天空や周辺への漏れる光による障害光の発生を防止するため、照明器具による配光制御や遮光板の設置等に努める。

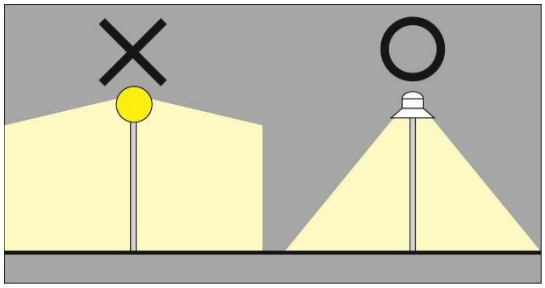

３項　広告物の照明方法

広告物の照明方法は、外照式とするなど夜間景観の演出に努める。

４項　外階段や外廊下等の照明方法

遮光板の設置や間接照明とするなど、光源が外部から直接見えないように努める。

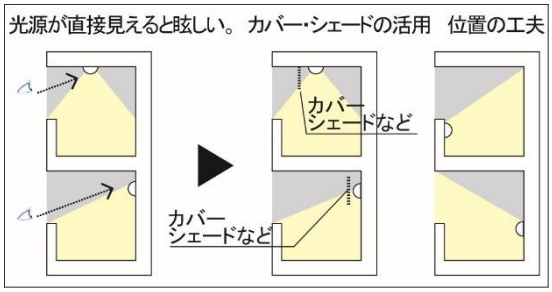

7．設備類

方針：建築物等の設備類がまち並みの景観を損なわないように、設備類の目隠しを誘導する。

景観形成基準

1項　設備類等の設置位置及び目隠し

建築物や工作物に付属する設備類（給水タンク、空調室外機、排気ダクト、受電設備等）や物置、ごみ集積所等は、安全性に配慮したうえで、道路から直接見える位置を避けるか、ルーバー[1)]や植栽等で目隠しを行う。

外壁に設置する配管類等は、構造や色彩を工夫し、突出感を和らげるよう配慮する。アンテナ等の設備等は、積極的に共同化する。

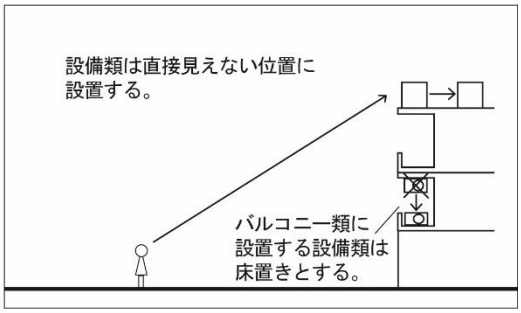

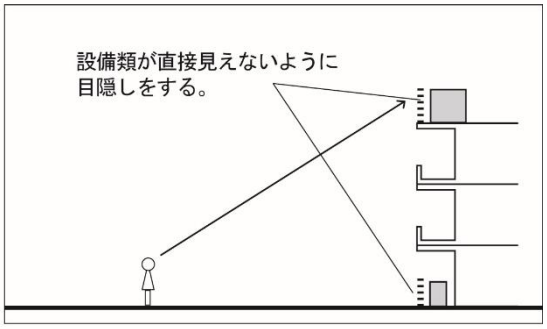

2項　バルコニー類の利用

物干し等は、道路から直接見えないよう取り付け器具等の設置場所の工夫に努める。

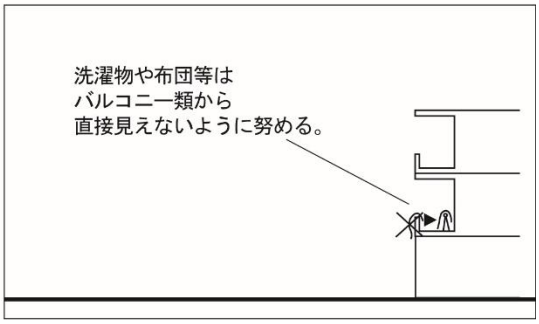

1）ルーバー：壁面や窓などに幅の狭い羽根状の板を一定の間隔で取り付けた器具のこと

８．駐車場　　方針：国道１３４号の沿道景観や、海岸からの眺望景観に配慮を行う。

景観形成基準

１項　駐車場の位置

まち並みの連続性を分断しないように地下や建築物の内部への設置、または景観重要道路（国道１３４号）から直接見えない位置に配置する。

車両の出入口部では、歩行者の安全を確保するとともに、人の流れを分断しない配置とする。

ただし、駐車台数５台以下の駐車場の敷地については適用除外とする。

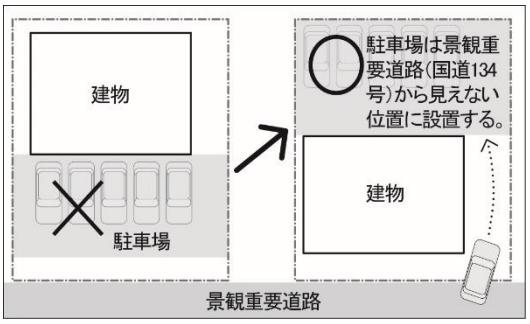

２項　囲障の設置と構造

景観重要道路以外の道路に面して緑地帯を設け、緩衝効果を高めるよう努める。緑地帯の高さは 70 ㎝以下として見通しの確保に努める。

ただし、駐車台数５台以下の駐車場の敷地については適用除外とする。

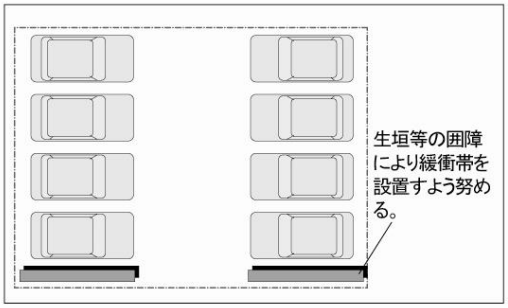

３項　駐車場内の緑化

中高木の植栽や緑化ブロック等の使用によりうるおいあるデザインに努める。また、海浜植物が生長する環境づくりに努める。

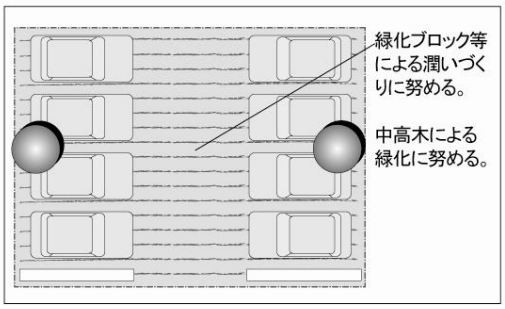

４項　機械式立体駐車場

機械式立体駐車場を設置する場合は、地中化若しくは植栽による緑化などにより外部からの遮蔽に努める。

9．自転車置き場

方針：利用しやすく、デザイン性の高い駐輪施設を整備する。

景観形成基準

1項　自転車置き場の位置

商業施設等を整備する場合は、自転車置き場を設置する。置き場は利用者が使いやすいように、できるだけ道路から見える箇所に設置する。

2項　自転車置き場の構造とデザイン

置き場の構造は、平置きとする。平置きにできない場合は使いやすい駐輪器具を設置する。駐輪器具を設置する場合は、茅ヶ崎に相応しい明るく、デザイン性の高い器具を設置する。

3項　自転車置き場の表示

標準案内用図記号（JISZ8210）などを用いて、自転車置き場であることが明確に分かる表示の設置に努める。ラックを活用する場合は、デザイン性の高いものや使いやすいものを設置する。

自転車の図記号

10. 緑化・擁壁

方針：海浜植物や耐潮性のある植物を植栽する。擁壁等は圧迫感を軽減するため、形態・意匠・緑化等の工夫を行う。

景観形成基準

1項　生垣緑化

敷地周囲には生垣状の植栽を行うよう努める。

2項　樹種

海浜性の植物（例：ハマヒルガオ等）や耐潮性のある植物など海岸にふさわしい樹種を用いる。

3項　擁壁の意匠、形態及び表層の素材

長大な擁壁は、分節化や凹凸にさせ、圧迫感の軽減に努める。表層部分は緑化ブロックや自然石等の使用により、豊かな表情づくりに努める。

4項　擁壁の緑化

擁壁の基部及び上部には樹木やつる性植物を植栽し、圧迫感の軽減とうるおいづくりに努める。

１１．その他

方針：工事中に設置する仮囲い等は、歩行者等に配慮した設えを検討する。

景観形成基準

１項　工事中の仮囲い

工事中に設置する仮囲い等について、歩行者等に配慮し、安全性だけでなく、歩いて楽しいものとするなど修景に配慮する。

１２．サイン

方針：海と調和し、軽快でまちの魅力を創出するサインを設置する。

景観形成基準

１項　位置

景観資源や富士山の眺望を損ねないような掲出位置とする。位置、大きさ、形を配慮し、過剰な設置は避ける。（自動販売機を含む）。

２項　素材・色彩

自然素材を用い、海に相応しい明るく軽快なデザインとする。地となる部分は、不必要な色は使わず、色数を少なくし、全国共通の仕様やコーポレートカラー[1)]であっても、彩度６を超える場合は、図と地を反転や切り文字などを行う。また、蛍光塗料、発光塗料その他これに類するものは使用しない。

３項　施設の案内

商業施設や公共･公益施設など多くの方が利用する施設については、茅ヶ崎市公共サインガイドラインに基づき、分かりやすい案内サインを整備する。

1)コーポレートカラー：企業や団体等の組織を象徴する色のこと

景観法に基づく建築行為等の届出ガイドブック
茅ヶ崎漁港･海岸周辺特別景観まちづくり地区

発行･編集　茅ヶ崎市都市部景観みどり課
〒２５３－８６８６　茅ヶ崎市茅ヶ崎１－１－１
ＴＥＬ　：０４６７－８１－７１８２（直通）
ＦＡＸ　：０４６７－５７－８３７７
ＨＰ　　：http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/
Ｍａｉｌ：keikanmidori@city.chigasaki.kanagawa.jp